

静岡県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金について

静岡県では、国の指定難病患者データベースへ臨床調査個人票をオンライン登録するための環境整備を行う医療機関を対象とした補助事業を実施します。

1 事業目的

特定医療費（指定難病）支給申請における臨床調査個人票のオンライン登録を促進することを目的とします。

2 補助対象事業者

難病指定医が勤務する県内医療機関（静岡市、浜松市を除く）

3 補助対象経費

臨床調査個人票のオンライン登録を行うに当たり、環境整備に必要な経費

(例) **対象**：パソコン、プリンター、wi-fi ルーター、タブレット等の購入費用
院内システムの改修費用、設定費用

対象外：wi-fi 通信費用（ランニングコスト）、パソコン保証費用
臨床調査個人票オンライン登録以外で使用するパソコン

4 補助額

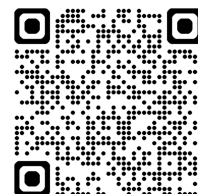
対象経費の1/2（上限5万円）

5 申請期限

令和8年10月30日（金）必着

6 申請に必要なもの（申請様式は、県疾病対策課ホームページに掲載）

- ・申請様式（交付申請書、事業計画書、経費所要額調、収支予算書）
- ・見積書、カタログなど、経費内訳と金額がわかるものの写し
- ・口座登録申出書



7 留意事項

- ・補助対象となるのは、補助金交付決定後に支出した経費です。
交付決定前に契約・納品があった場合、補助対象外となりますので御注意ください。
- ・申請が多数の場合、予算の状況等により補助を受けられない場合があります。

8 今後の予定

- ・交付決定 令和8年11月頃
- ・実績報告 納品後30日以内又は令和9年2月28日のいずれか早い日まで
- ・支払い 実績報告後に交付確定通知書を送付するので、請求書を提出してください。

<提出先> 静岡県健康福祉部医療局疾病対策課 難病対策班（担当：榎）

メール：shippei@pref.shizuoka.lg.jp

（件名に「臨床調査個人票電子化補助金」と記載してください。）

郵 送：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

<問合せ先> 電話番号：054-221-3393